

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	FIT賦課金及び交付金に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定によるFIT交付金及び賦課金に係る収入に相当する金額</p> <p>・特例措置の内容 令和3年度に収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）が導入されたことに伴い、電気事業会計規則上、FIT交付金及び賦課金については、「第三者のために回収する金額」と整理（同号第8項）され、収入金額とされないことと整理された。 一方、電気供給業に係る法人事業税の課税標準である収入金額の算定に当たっては、FIT交付金及び賦課金については同算定に含むこととされている。（令和4年4月1日付総務省「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」）なお、FIT賦課金については同算定に係る控除措置が規定されている。 公正妥当と認められた会計処理における収入金額と、課税における収入金額の考え方が異なっていることは、法令上定められている「税会一致の原則」とは不適である。</p> <p>FIT交付金・賦課金の金額につき、電気事業者の事業規模を示す性質ではないにも関わらず収入金として課税標準に含まれていることは、事業税の課税根拠である「応益課税の原則」とは不適である。</p> <p>また従来より、当税制においてFIT賦課金を通じて電気料金に地方税分が転嫁されている事実は国民からの理解を得がたいものである。</p> <p>以上より、「税会一致の原則」および「応益課税の原則」に適するためにも、FIT交付金及び賦課金を課税標準額に含めない取扱いへ変更されることを要求する。</p>		
関係条文	<p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7 地方税法施行令 第22条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第2条、第5条、第6条及び第7条</p>		
減収見込額	[初年度] ▲2,300 [改正増減収額]	(—) —	[平年度] ▲2,300 (—) (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 前提として、FIT交付金及び賦課金に係る制度は「再生可能エネルギー発電事業者」、「需要家」、「電力広域的運営推進機関」の3者間における資金の取り交わしの制度であり、電気事業者は3者において資金が円滑に受け渡されることのみに関与がある。また、FIT交付金及び賦課金は再生可能エネルギー電気の発電量にてその額が決定されることから、電気事業者に裁量のあるものではない。 電気事業者においてこのような所得に計上されず事業規模を示さない資金について、電気事業会計規則上は収入金額として認識していないところ、税務上は収入金額として認識され課税標準に含まれることは応益課税の原則に適しておらず本措置を要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 本税制対応によって需要家の支払う電気料金に地方税分が転嫁されている事実は、需要家の理解を得られるものではないと考えている。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	電気事業におけるFIT交付金及び賦課金の事業税課税について事業規模を表す課税方式へ措置することで「税会一致」と「応益課税」を確立し、ひいては国民負担の最大限の抑制を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現状FIT賦課金を通じてFIT交付金の地方税分が電気料金に転嫁されている状態を早急に是正することで国民負担が最大限抑制されることが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、事業規模を表す課税方式へと是正する措置であることに留意。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業者において、FIT交付金・賦課金を収入金額として事業税課税を行うことは、事業規模に応じた課税となっていない。また国民負担の増加の誘因となっている。実態に沿った課税方式を措置することで上記の解消を要望する本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	本年度初要望